

第4回嬉野市議会定例会議案

令和3年12月1日提出

嬉 野 市

報告 番号	提出年月日	報 告 名	頁
14	令和3年12月1日	議決事件に該当しない契約の報告について	1

議案 番号	提出年月日	議 案 名	頁
85	令和3年12月1日	嬉野市下水道事業の設置等に関する条例について	5
86	〃	嬉野市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例について	15
87	〃	嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	21
88	〃	嬉野市特別会計条例の一部を改正する条例について	23
89	〃	嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	25
90	〃	嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	27
91	〃	嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例について	31
92	〃	指定管理者の指定について	35
93	〃	佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合同規約の変更について	36
94	〃	令和3年度 嬉野市一般会計補正予算（第10号）	別冊
95	〃	令和3年度 嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
96	〃	令和3年度 嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	〃
97	〃	令和3年度 嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）	〃
98	〃	令和3年度 嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）	〃
99	〃	令和3年度 嬉野市浄化槽特別会計補正予算（第1号）	〃
100	〃	令和3年度 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）	〃
101	〃	令和3年度 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）	〃
102	〃	令和3年度 嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）	〃

議決事件に該当しない契約の報告について

嬉野市議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例（平成 2 6 年嬉野市条例第 4 1 号）第 2 条の規定により下記のとおり報告する。

令和 3 年 1 2 月 1 日 提出

嬉野市長 村上 大祐

記

予定価格 1 3 0 万円以上の工事又は製造の請負契約（第 2 条第 1 項関係）

番号 令和 3 年 第 4 回 定例会	所管課名	契約の名称	履行 の 場所	契約の金額 (円)	契約 の 方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
1	文化・スポーツ振興課	令和3年度 嬉野総合運動公園みゆき球場観覧席UD化工事	嬉野町大字 下宿	2, 499, 200	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙1038 古川建設 代表 古川 六	令和3年8月26日	令和3年8月26日 ～ 令和3年10月29日
2	文化・スポーツ振興課	令和3年度 嬉野総合運動公園みゆき球場トイレUD化工事	嬉野町大字 下宿	3, 124, 000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙1307 (有)今西設備 代表取締役 今西義広	令和3年11月2日	令和3年11月2日 ～ 令和4年1月28日
3	建設課	3改第5号 市道冬野南部線道路改良工事	塩田町大字 久間 地内	6, 710, 000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字久間甲477-1 大川内建設(株) 代表取締役 大川内 学	令和3年10月20日	令和3年10月20日 ～ 令和4年1月31日
4	建設課	3道第3号 桑の木原橋橋梁補修工事	嬉野町大字 下野 地内	31, 460, 000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲218-2 黒木建設(株)嬉野支店 取締役嬉野支店長 山口 勇	令和3年9月15日	令和3年9月15日 ～ 令和4年2月28日
5	建設課	2線社第2号 市道内野山木場線道路防災工事	嬉野町大字 下宿 地内	2, 671, 900	随意契約	唐津市北波多徳須恵1417-1 日本建設技術(株) 代表取締役 原 裕	令和3年8月23日	令和3年8月23日 ～ 令和3年12月24日
6	環境下水道課	令和3年度(2線)下岩屋地区舗装復旧工事	嬉野町大字 岩屋川内地 内	6, 490, 000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野丙1746 (株)神近建設 代表取締役 神近 利久	令和3年11月1日	令和3年11月1日 ～ 令和4年1月28日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額(円)	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約の締結年月日	契約の期間
7	環境下水道課	令和3年度 嬉野市営浄化槽事業 R3-054号浄化槽設置工事	嬉野町大字下野地内	4,191,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下野甲1096 ハヤシダ工業 林田 寛	令和3年10月18日	令和3年10月18日 ～ 令和3年12月10日
8	環境下水道課	令和3年度 嬉野市営浄化槽事業 R3-064号浄化槽設置工事	塩田町大字大草野地内	1,617,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字五町田乙4-2 (株)西野設備 代表取締役 西野 和博	令和3年10月15日	令和3年10月15日 ～ 令和3年12月24日
9	新幹線・まちづくり課	令和3年度 鷹ノ巣公園トイレ改修工事	嬉野町大字下宿地内	1,856,800	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字吉田乙83-1 (有)浜野工務店 取締役 濱野 利三	令和3年8月31日	令和3年8月31日 ～ 令和3年10月29日
10	新幹線・まちづくり課	令和3年度 嬉野温泉駅周辺土地地区画整理事業3・4街区造成工事	嬉野町大字下宿地内	19,910,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙969番地1 中野建設(株) 代表取締役 中野 淳一	令和3年10月1日	令和3年10月1日 ～ 令和4年3月18日
11	新幹線・まちづくり課	令和3年度 (R2繰越) 嬉野温泉駅東口駐車場照明灯設置工事	嬉野町大字下宿地内	10,835,000	指名競争入札	武雄市橘町大字片白字片白9408番地 (株)門田電機 武雄営業所 所長 井上 悟	令和3年10月19日	令和3年10月19日 ～ 令和4年2月28日
12	新幹線・まちづくり課	令和3年度 (R2繰越) 都市構造再編集中支援事業 嬉野温泉駅東口交通広場照明灯設置工事	嬉野町大字下宿地内	7,920,000	指名競争入札	鹿島市古枝甲937-1 (株)水城電気 代表取締役 水城 妙	令和3年10月19日	令和3年10月19日 ～ 令和4年2月28日
13	新幹線・まちづくり課	令和3年度 嬉野温泉駅周辺土地地区画整理事業区画道路9.5-1号線築造工事	嬉野町大字下宿地内	21,780,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下野丙1746番地 (株)神近建設 代表取締役 神近 利久	令和3年10月18日	令和3年10月18日 ～ 令和4年1月31日
14	新幹線・まちづくり課	令和3年度 みゆき公園休憩所新設工事	嬉野町大字下宿地内	3,168,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字吉田乙83-1 (有)浜野工務店 取締役 濱野 利三	令和3年11月2日	令和3年11月2日 ～ 令和4年1月31日
15	新幹線・まちづくり課	令和3年度 都市構造再編集中支援事業観光文化交流センター電気設備工事	嬉野町大字下宿地内	40,370,000	指名競争入札	武雄市東川登町大字長野字大坪1000-3 (株)佐電工 武雄営業所 所長 古賀 大八郎	令和3年11月2日	令和3年11月2日 ～ 令和4年3月25日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額(円)	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約の締結年月日	契約の期間
令和3年第4回定例会								
16	新幹線・まちづくり課	令和3年度 都市構造再編集中支援事業観光文化交流センター機械設備工事	嬉野町大字下宿地内	33,000,000	指名競争入札	鹿島市大字高津原41番地3 (株)宮園電工 代表取締役 花島 光喜	令和3年11月2日	令和3年11月2日 ～ 令和4年3月25日
17	農林整備課	令和3年度 (R2線) 農村地域防災減災事業 鬼五郎頭首工整備補修工事	嬉野町大字下野地内	51,810,000	指名競争入札	佐賀市高木瀬西六丁目9番1号 株式会社協和製作所 代表取締役 藤井道博	令和3年8月31日	令和3年8月31日 ～ 令和4年3月14日
18	農林整備課	令和3年度 (R2線) 農村地域防災減災事業 式浪頭首工整備補修工事	嬉野町大字下野地内	66,330,000	指名競争入札	佐賀市高木瀬西六丁目9番1号 株式会社協和製作所 代表取締役 藤井道博	令和3年8月31日	令和3年8月31日 ～ 令和4年3月14日
19	農林整備課	令和3年度 (R2線) 農村地域防災減災事業 川瀬頭首工整備補修工事	嬉野町大字不動山地内	20,460,000	指名競争入札	佐賀市高木瀬西六丁目9番1号 株式会社協和製作所 代表取締役 藤井道博	令和3年8月31日	令和3年8月31日 ～ 令和4年3月14日
20	農林整備課	令和2年災 209-5号 前田農地災害復旧工事	嬉野町大字岩屋川内地内	1,364,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲218番地2 黒木建設株式会社 取締役嬉野支店長山口勇	令和3年8月17日	令和3年8月17日 ～ 令和3年12月10日
21	農林整備課	令和2年災 209-4号 朝日農地災害復旧工事	嬉野町大字岩屋川内地内	2,398,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲218番地2 黒木建設株式会社 取締役嬉野支店長山口勇	令和3年8月17日	令和3年8月17日 ～ 令和3年12月10日
22	農林整備課	令和3年度 農業水路等長寿命化防災減災事業 妙現ため池廃止工事	塩田町大字大草野地内	11,000,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲529番地1 株式会社西村組 代表取締役西村博	令和3年10月29日	令和3年10月29日 ～ 令和4年2月25日
23	教育総務課	令和3年度 嬉野市小学校施設自動水栓化工事 (1工区)	嬉野市内一円	5,775,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙1307 (有)今西設備 代表取締役 今西 義広	令和3年11月2日	令和3年11月2日 ～ 令和4年3月25日
24	教育総務課	令和3年度 嬉野市小学校施設自動水栓化工事 (2工区)	嬉野市内一円	5,478,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字五町田乙4-2 (株)西野設備 代表取締役 西野 和博	令和3年10月29日	令和3年10月29日 ～ 令和4年3月25日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額 (円)	契約の方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
令和3年第4回定例会 25	教育総務課	令和3年度 嬉野市中学校施設自動水栓化工事	嬉野市内一円	5,907,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿丁414-1 中島設備 中島 正浩	令和3年11月2日	令和3年11月2日 ～ 令和4年3月25日
26	教育総務課	令和3年度（R2線）大規模改造（空調）轟小学校空調設備更新工事	嬉野町大字岩屋川内地内	4,840,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙969-1 中野建設（株） 代表取締役 中野 淳一	令和3年11月1日	令和3年11月1日 ～ 令和4年1月31日

- ・履行の場所：庁内の場合は所属の名称、庁外の場合は実施場所
- ・契約の金額：消費税を含む契約総額
- ・契約の方法：一般競争入札、条件付き一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別

議案第 85 号

嬉野市下水道事業の設置等に関する条例について

嬉野市下水道事業の設置等に関する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 12 月 1 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 下水道事業に地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の規定の全部を適用するにあたり、下水道事業の設置等について、条例を制定する必要がある。

嬉野市下水道事業の設置等に関する条例

(下水道事業の設置)

第1条 下水を排除し、又は処理するため、下水道事業（公共下水道事業、農業集落排水事業及び市営浄化槽事業をいう。以下同じ。）を設置する。

(法の全部適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

(経営の基本)

第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 公共下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

- (1) 排水区域は、嬉野市の区域のうち、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域とする。
- (2) 排水区域面積は、307ヘクタールとする。
- (3) 排水人口は、7,700人とする。
- (4) 1日最大処理能力は、5,400立方メートルとする。
- (5) 終末処理場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	嬉野浄化センター
位置	嬉野市嬉野町大字下宿甲1番地

3 農業集落排水事業の経営の規模は、次のとおりとする。

- (1) 処理施設の名称、位置及び処理区域は、別表に掲げるとおりとする。
- (2) 排水区域面積は、279ヘクタールとする。
- (3) 排水人口は、10,450人とする。
- (4) 1日最大処理能力は、3,135立方メートルとする。

4 市営浄化槽事業の経営の規模は、次のとおりとする。

- (1) 市営浄化槽の設置の対象となる区域は、本市の区域から次に掲げる区域

を除いた区域とする。

ア 下水道法第4条第1項の規定により事業計画を定めた区域

イ 嬉野市農業集落排水処理施設条例（平成18年嬉野市条例第138号）第16条の規定により公示された処理区域

(2) 排水区域面積は、12,055ヘクタールとする。

(組織)

第4条 法第7条ただし書及び令第8条の2の規定に基づき下水道事業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定に基づき下水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の事務を処理させるため、建設部に環境下水道課を置く。

(資本剰余金の処分)

第5条 毎事業年度生じた資本剰余金の処分に関し、法第32条第3項の規定に基づき、資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件が滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

(重要な資産の取得及び処分)

第6条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠

償額が50万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第8条 下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が1,000万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が300万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

第9条 管理者は、下水道事業に関し法第40条の2第1項の規定に基づき毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概要

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため、管理者が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかつた場合においては、できるだけ速やかにこれを提出しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、下水道事業に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(嬉野市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の廃止)

- 2 嬉野市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年嬉野市条例第146号)は、廃止する。

(嬉野市部設置条例の一部改正)

- 3 嬉野市部設置条例(平成23年嬉野市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条建設部の項中第6号を削り、第7号を第6号とする。

(嬉野市行政手続条例の一部改正)

- 4 嬉野市行政手続条例(平成18年嬉野市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「規程」の次に「及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程」を加える。

(嬉野市職員定数条例の一部改正)

- 5 嬉野市職員定数条例(平成18年嬉野市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「事務部局」の次に「並びに下水道事業」を加える。

第2条第1号中「192人」を「184人」に改め、同条に次の1号を加える。

(7) 下水道事業の職員 8人

(嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

- 6 嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成19年嬉野市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「嬉野市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「嬉野市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に改め、同条第1項中「嬉野市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年嬉野市条例第146号。以下「企業職員給与条例」という。)」を「嬉野市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(令和 年嬉野市条例第 号。以下「下水道事業職員給与条例」という。)」に改め、同条第2項中「企業職員給与条例」を「下水道事業職員給与条例」に改め、同条第3項中「企業職員」を「下水道事業職員」に、「企業職員給与条例第13条」を「下水道事業職員給与条例第12条第1項」に、「同条」を「同項」に、「支給される職員」を「職にある職員」改める。

第9条中「企業職員」を「下水道事業職員」に、「企業管理規程」を「下水道事

業管理規程」に改める。

(嬉野市特別会計条例の一部改正)

- 7 嬉野市特別会計条例（平成18年嬉野市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第1条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号を削る。

(嬉野市手数料条例の一部改正)

- 8 嬉野市手数料条例（平成18年嬉野市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第9条中「規則で」を「市長が」に改める。

(嬉野市債権管理条例の一部改正)

- 9 嬉野市債権管理条例（令和2年嬉野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条中「規則」の次に「若しくは企業管理規程」を加える。

第4条第1項中「及び規則」を「並びに規則及び企業管理規程」に改める。

第6条中「規則」の次に「又は企業管理規程」を加える。

(嬉野市営浄化槽条例の一部改正)

- 10 嬉野市営浄化槽条例（平成26年嬉野市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第4条第1項中「事業区域内」を「市営浄化槽の設置の対象となる区域内（以下「事業区域内」という。）」に、「規則で」を「下水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「市長」を「管理者」に改める。

第5条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改める。

第7条第1項及び第8条中「市長」を「管理者」に改める。

第9条中「規則で」を「管理者が」に改める。

第11条中「規則に」を「管理者が」に改める。

第12条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第13条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に、「規則で」を「管理者が」に改める。

第14条本文中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第15条第1項及び第3項中「市長」を「管理者」に改める。

第17条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「市長」を「管理者」に改める。

第18条第1項並びに第19条第2項第1号ただし書及び第4号中「市長」を「管理者」に改める。

第21条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第22条、第23条第2項及び第24条第1項中「市長」を「管理者」に改める。

第25条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「市長」を「管理者」に改める。

第26条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改める。

第27条、第28条第1項及び第30条中「市長」を「管理者」に改める。

(嬉野市下水道審議会条例の一部改正)

- 1 1 嬉野市下水道審議会条例（平成23年嬉野市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項」を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「市長」を「下水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改め、同条第3号中「市長」を「管理者」に改める。

第3条第2項及び第8条中「市長」を「管理者」に改める。

(嬉野市下水道条例の一部改正)

- 1 2 嬉野市下水道条例（平成18年嬉野市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第3条第8号中「市長」を「下水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改め、同条第15号中「規則で」を「管理者が」に改める。

第3条の3第3号及び第5号、第3条の4第1号並びに第3条の5第2号中「規則で」を「管理者が」に改める。

第4条ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第5条第2項及び第5項中「市長」を「管理者」に改め、同条第6項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第6条中「市長」を「管理者」に改める。

第8条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第10条第2号中「規則で」を「管理者が」に改め、同条第3号中「市長」を「管理者」に改める。

第11条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第12条本文中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第13条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第16条第2項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第17条中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改める。

第18条中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改める。

第19条中「市長」を「管理者」に改める。

第20条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改める。

第21条第1項及び第4項、第22条第2項第1号ただし書、第2号及び第3号並びに第23条中「市長」を「管理者」に改める。

第23条の2第6号中「規則で」を「管理者が」に改める。

第24条中「市長」を「管理者」に改める。

第25条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第27条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第28条、第30条第1項ただし書及び第2項、第31条第1項並びに第32条中「市長」を「管理者」に改める。

第33条中「市長」を「管理者」に、「規則で」を「管理者が」に改める。

第34条及び第35条中「市長」を「管理者」に改める。

(嬉野市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

1.3 嬉野市農業集落排水処理施設条例（平成18年嬉野市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第4条中「市長」を「下水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第6条第1号及び第2号ただし書中「市長」を「管理者」に改め、同条第3号中「規則の」を「管理者が」に改める。

第7条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「市長」を「管理者」に改める。

第8条第2項ただし書及び第9条から第12条までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第14条中「規則で」を「管理者が」に改める。

第15条、第16条並びに第17条第1項及び第3項第1号ただし書から第3号までの規定中「市長」を「管理者」に改める。

第18条第3項中「市長」を「管理者」に改め、同条第4項中「市長」を「管理者」に、「規則で」を「管理者が」に改める。

第19条第1項、第20条、第22条から第25条まで及び第28条中「市長」を「管理者」に改める。

第29条中「規則で」を「管理者が」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 削除

(嬉野市農業集落排水処理施設事業分担金徴収条例の一部改正)

1.4 嬉野市農業集落排水処理施設事業分担金徴収条例（平成18年嬉野市条例第139号）の一部を次のように改正する。

第3条の3第2項中「嬉野市農業集落排水処理施設事業分担金徴収条例施行規

則（平成18年規則第17号）」を「嬉野市農業集落排水処理施設事業分担金徴収条例施行規程（令和 年下水道事業管理規程第 号）」に改める。

第4条中「市長」を「下水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第6条中「市長」を「管理者」に改める。

第7条中「規則で」を「管理者が」に改める。

別表（第3条関係）

施設の名称	終末処理施設の位置	処理区域
美野地区農業集落排水処理施設	嬉野市塩田町大字五町田乙2017番地	南、辺田、谷、熊野、畦川内
上久間地区農業集落排水処理施設	嬉野市塩田町大字久間丙586番地3	堤ノ上、中通、牛坂
馬場下地区農業集落排水処理施設	嬉野市塩田町大字馬場下甲2246番地	町分、塩田、原町、布手、下野辺田、本谷、宮ノ元、塩吹、鍋野
五町田・谷所地区農業集落排水処理施設	嬉野市塩田町大字谷所乙3498番地3	鳥越、山口、永石、平山、茂手、鳥坂、下童、石垣、新村、三ヶ崎、福富、大牟田、真崎、袋、五町田第一、五町田第二、五町田第三、五町田第四、五町田第五
個別排水処理施設	嬉野市塩田町大字馬場下乙2280番地	
	嬉野市塩田町大字五町田乙296番地1	
嬉野市資源循環施設	嬉野市塩田町大字谷所乙3498番地3	農業集落排水の終末処理施設で発生する汚泥

議案第 86 号

嬉野市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例について

嬉野市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 12 月 1 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 下水道事業に地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の規定の全部を適用するにあたり、下水道事業職員の給与の種類及び基準について、条例を制定する必要がある。

嬉野市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、下水道事業職員の給与の種類及び基準を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 下水道事業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって手当を除いた全額とする。

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給料表)

第3条 給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとする。

2 給料表の給料額は、職務の級及び当該職務の級ごとの号給を設けて定めるものとする。

3 給料表の種類、給料表に定める職務の級及び号給の数並びに各職務の級における最低の号給の給料額及び号給間の給料額の差額は、法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従って定めなければならない。

(管理職手当)

第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、この特殊性に基づき下水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が指定するものについて支給する。

(扶養手当)

第5条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 60歳以上の父母及び祖父母

(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

(住居手当)

第6条 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。)を支払っている職員(規程で定める職員を除く。)に支給する。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員

(時間外勤務手当)

第8条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

(休日勤務手当)

第9条 休日勤務手当は、休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し、正規の勤務時間中に勤務した全時間について支給する。休日等に準ずるものとして管理者が別に定める日において勤務した職員についても、同様とする。

2 前項の「休日等」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（毎日曜日を週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）と定められている職員以外の職員にあつては、当該休日が週休日に当たるときは、管理者が別に定める日）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日を除く。）のうち管理者が定める日をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日をいう。

（夜間勤務手当）

第10条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間の全時間について支給する。

（宿日直手当）

第11条 宿日直手当は、宿日直勤務を命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。

2 前項の勤務は、前3条の勤務には含まれないものとする。

（管理職員特別勤務手当）

第12条 管理職員特別勤務手当は、第4条に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は第9条第2項の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第13条 第8条から第10条までの規定は、第4条に規定する職にある職員には適用しない。

(期末手当)

第14条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の管理者が別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

(勤勉手当)

第15条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の管理者が別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

(給与の減額)

第16条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(休職者の給与)

第17条 職員が休職したときは、管理者が定めるところにより給与を支給することができる。

(準用規定)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は嬉野市職員の給与に関する条例（平成18年嬉野市条例第44号）を準用する。

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

第19条 下水道事業職員の育児休業等の実施に関し必要な事項は、嬉野市職員の育児休業等に関する条例（平成18年嬉野市条例第35号）を準用する。

(特定職員についての適用除外)

第20条 第5条及び第6条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

2 第4条から第6条まで、第12条及び第15条の規定は、地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員には適用しない。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、下水道事業管理規程で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 87 号

嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 18 年嬉野市条例第 34 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 3 年 12 月 1 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 国家公務員に係る規定の改正に準じて、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年嬉野市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第25条中第11号を第12号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 不妊治療又は不育症に対する治療に係る通院等のため通勤しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（頻繁な通院を必要とする治療として市長が別に定めるものを受ける場合にあつては、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める期間

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

議案第 88 号

嬉野市特別会計条例の一部を改正する条例について

嬉野市特別会計条例（平成 18 年嬉野市条例第 50 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 3 年 12 月 1 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野第七土地区画整理事業及び嬉野第八土地区画整理事業の保留地処分に係る起債の償還が終了することに伴い、特別会計を廃止するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市特別会計条例の一部を改正する条例

嬉野市特別会計条例（平成18年嬉野市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第1条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の嬉野市特別会計条例第1条第3号に規定する嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計（以下「第七土地区画整理事業特別会計」という。）及び同条第4号に規定する嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計（以下「第八土地区画整理事業特別会計」という。）の令和3年度分の歳入、歳出及び同年度の決算に関しては、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際第七土地区画整理事業特別会計及び第八土地区画整理事業特別会計に属する剰余金、債権、債務及び財産は、嬉野市一般会計に帰属するものとする。

議案第 89 号

嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

嬉野市国民健康保険条例（平成 18 年嬉野市条例第 105 号）の一部を別紙のよ
うに改正する。

令和 3 年 12 月 1 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）の一部改正に伴い、条例の
一部を改正する必要がある。

嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

嬉野市国民健康保険条例（平成18年嬉野市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の嬉野市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第 90 号

嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年嬉野市条例第 29 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 3 年 12 月 1 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年嬉野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」を

「 第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条） に改める。

第4章 雑則（第53条） 」

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加える。

本則に次の1章を加える。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において

「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方法

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあ

り、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 91 号

嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例について

嬉野市分担金徴収条例（平成 18 年嬉野市条例第 164 号）の一部を別紙のよう
に改正する。

令和 3 年 12 月 1 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業を実施するにあたり、分担金賦課基準を
定めるため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例

嬉野市分担金徴収条例（平成18年嬉野市条例第164号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

事業の内容			賦課基準	備考
			国又は県から当該事業の一部について負担又は補助がある場合	
農 林	農地・農業用施設 災害復旧事業	農地	補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内	
		施設	補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に10分の3を乗じて得た額の範囲内	
	農業用施設災害復旧関連事業		前記農地及び施設の負担率の例による。	
	林道開設改良事業		補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内	
	林地崩壊防止事業		補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内	
	県単ため池災害防止事業		補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に10分の3を乗じて得た額の範囲内	
	ため池等整備事業		補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内	
	県単農林地崩壊防止事業		補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内	

		圏内	
	県単農地災害復旧事業	補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内	
	県単さが農業農村振興整備事業	補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内	
	地域活性化・生活対策臨時交付金事業	補助対象事業費の額に5分の1を乗じて得た額の範囲内	
	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に10分の3を乗じて得た額の範囲内	
	農業基盤整備促進事業	補助対象事業費から国の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内	
	基幹水利施設等緊急補修事業	補助対象事業費から国の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内	
	農地耕作条件改善事業	補助対象事業費から国の交付金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内	
建設	急傾斜地崩壊防止事業	補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内	
	急傾斜地崩壊対策事業	補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内	
	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	補助対象事業費から国県の補助金を減じた額に2分の1を乗じて得た額の範囲内	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第92号

指定管理者の指定について

下記の公の施設の指定管理者を選定したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

- | | |
|-------------------|----------------------------|
| 1 指定管理者が管理する施設の名称 | 嬉野市コミュニティーセンター
楠風館 |
| 2 指定管理者の名称 | 五町田地区地域コミュニティ運営
協議会 |
| 3 指定の期間 | 令和4年4月 1日から
令和7年3月31日まで |

令和3年12月1日 提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市コミュニティーセンター楠風館の指定管理者を指定したいので、議会の議決が必要である。

議案第93号

佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、多久小城医療組合を佐賀県市町総合事務組合に加入させ、議会の議員その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務の共同処理に参加させること及び神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合を退職手当の支給に関する事務の共同処理に参加させるため、佐賀県市町総合事務組合規約を別紙（案）のように変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和3年12月1日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数を増加させ、同組合規約を変更するため、議会の議決を求める必要がある。

佐賀県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約（案）

佐賀県市町総合事務組合同規約（平成19年佐賀県指令18市町村第010014号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「佐賀県東部環境施設組合」を「佐賀県東部環境施設組合 多久小城医療組合」に改める。

別表第2第3条第1号に関する事務の項中「佐賀県西部広域環境組合」を「佐賀県西部広域環境組合 神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合」に改め、同表第3条第7号に関する事務の項中「佐賀県東部環境施設組合」を「佐賀県東部環境施設組合 多久小城医療組合」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による知事の許可のあった日から施行する。